

付表6 第11次鳥獣保護事業計画の予察表におけるアオサギに関する都道府県別記載内容

都道府県	加害鳥獣	被害対象	被害発生時期	被害発生地域	備考
北海道	サギ類	水稲、養殖魚	4月-10月	道央、道北、道東	
青森					
岩手					
宮城	サギ類	水稲	7月-8月	栗原市	
秋田	サギ類	養殖魚、水稲	6月-8月	八郎潟村、大潟村、大仙市、美郷町	
山形					
福島					
茨城					
栃木					
群馬					
埼玉	サギ類	放流魚、養殖魚、水稲、ファン害による樹木の枯死、悪臭など	通年	県内全域	サギ類は「予察捕獲許可対象種」に該当しない
千葉	サギ類	稲（踏みつけ）、水産物全般、生活被害、樹木への糞害	通年（農作物被害は3月-9月）	我孫子市、成田市、佐倉市、印西市、白井市、大網白里町、勝浦市、御宿町、木更津市、富津市、館山市、南房総市	
東京					
神奈川					
新潟					
富山	サギ類	水稲、養殖場、淡水魚（アユ、サケ稚魚）	通年	県下全域、各河川	
石川	サギ類	水稲、野菜	4月-10月	白山市、かほく市、羽咋市、志賀町、輪島市、穴水町、能登町	
福井	サギ類	水稲、生活環境	5月-6月	越前市、南越前町、敦賀市、若狭町、小浜市、おおい町	
山梨					
長野					
岐阜	サギ類		通年	飛騨	
静岡	アオサギ	アユ、航空機	通年	焼津市、伊豆の国市	
愛知					
三重					
滋賀	アオサギ	水稲	4月-11月	琵琶湖および県内の主要河川、平地の水田	加害鳥獣名は、ダイサギ、コサギ、アオサギとして指定
京都	サギ類	水稲、川魚等	通年	京都市、福知山市、綾部市、丹後管内全域	
大阪	サギ類	航空機	通年	豊中市、八尾市、泉佐野市、泉南市、田尻町	加害鳥獣名は、ケリ、タグリ、トビ、カラス類、ドバト、シギ類、サギ類として指定
兵庫					
奈良					
和歌山	アオサギ	アユ、アマゴ	通年	橋本市、かつらぎ町、有田市、由良町	加害鳥獣名は、サギ（アオサギ、コサギ、ダイサギ）として指定
鳥取					
島根	サギ類	水稲(苗)、ドジョウ、アユ、川魚等	通年	全域	加害鳥獣のサギ類は、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、アオサギを指す
岡山					
広島	サギ類	養殖魚介類、稲ほか	4月-10月	福山市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、神石高原町	加害鳥獣名は、サギ類（チュウサギを除く）として指定
山口					
徳島	アオサギ	魚類、稲	通年	海陽町、那賀町	捕獲時期は5月を除く
香川					
愛媛					
高知	アオサギ	水稲、鮎他川魚全般、航空機	通年	県内河川流域、高知竜馬空港一円	
福岡	サギ類	水稲、川魚、鯉鯪、豆類、麦類	通年	糸島市、田川市、久留米市、八女市、築上町	
佐賀	サギ類	水稲、大豆	4月-10月	佐賀市、唐津市、糟野市、神埼市、鹿島市、吉野ヶ里町、みやき町、上峰町、白石町	
長崎					
熊本	サギ類	海苔、養殖魚、居住環境	通年	熊本、宇城、玉名、鹿本、阿蘇、上益城	
大分	サギ	水稲	4月-7月	竹田市	
宮崎					
鹿児島					
沖縄					